

第四号の二書式（第十七条の十四の二関係）（A4）

構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書

建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によつて下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

平成 年 月 日  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 住所  
 氏名  
 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 所在地  
 電話 番

委託者 殿

建築物の所在地	
建築物の名称及び用途	
建築面積	m <sup>2</sup>
延べ面積	m <sup>2</sup>
高さ	1 最高の高さ m 2 最高の軒の高さ m
階数	地上 階 地下 階
構造	造 一部 造
建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という。）第20条第1号に掲げる建築物 2 法第20条第2号に掲げる建築物 3 法第20条第3号に掲げる建築物 4 法第20条第4号に掲げる建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第1項に定める基準に従つた構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従つた構造計算 6 その他（ ）
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	1 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	1 名称（ ） 2 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 3 認定番号（ ）
備考	

- 〔記入注意〕
- 1 この証明書に構造計算書を添え、この証明書と当該構造計算書に割印を押してください。
  - 2 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。
  - 3 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。
  - 4 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
  - 5 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。「6 その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。
  - 6 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で1又は6のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。
  - 7 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムについて記入してください。
  - 8 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。
    - ① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合 その旨及び当該部分
    - ② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合 その旨及び当該部分
    - ③ この証明書に係る建築物が法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分有する場合 その旨及び当該部分
  - 9 8②の場合にあつては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。

添付書類(ニ)

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称.....印  
(署 名)

知事殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 建築士事務所を管理する専任の建築士を欠く者
- 9 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 10 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）



- 〔記入注意〕
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 2 3から7まで、9又は10のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

知事殿

平成 年 月 日

（ ）建築士事務所 （ ）知事登録第 号  
所在地  
電話 番  
建築士事務所の開設者の氏名又は名称 印

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。



(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
計	一級建築士 二級建築士 木造建築士		名 名 名







第七号様式（第二十二条関係）

名 称	
登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 (都道府県) 知事登録第 号
開 設 者	氏 名
管 理 建 築 士	一級 二級 建築士 氏 名 木造
登 録 の 有 効 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

25cm 以上

40cm以上

第七号の二書式（第二十二條関係）（A 4）

建築士法第24条の5の規定により閲覧に供する書類  
（第一面）

建築士事務所の概要

平成 年 月 日現在

建築士事務所	ふりがな 名称	
	所在地	
登録	一級 二級 建築士事務所 木造 ( ) 知事登録第 号	
開設者	氏名又は名称	印
管理建築士	一級 二級 建築士 氏名 木造 ( ) 登録第 号	
登録の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。



(第三面)

所属建築士名簿

平成 年 月 日現在

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合に於ては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
計	一級建築士 二級建築士 木造建築士		名 名 名

